

臨港地区のご案内



豊川市

令和5年4月

●臨港地区とは

港湾は、物流の場、生産の場、憩いの場といった多様な機能を担っています。

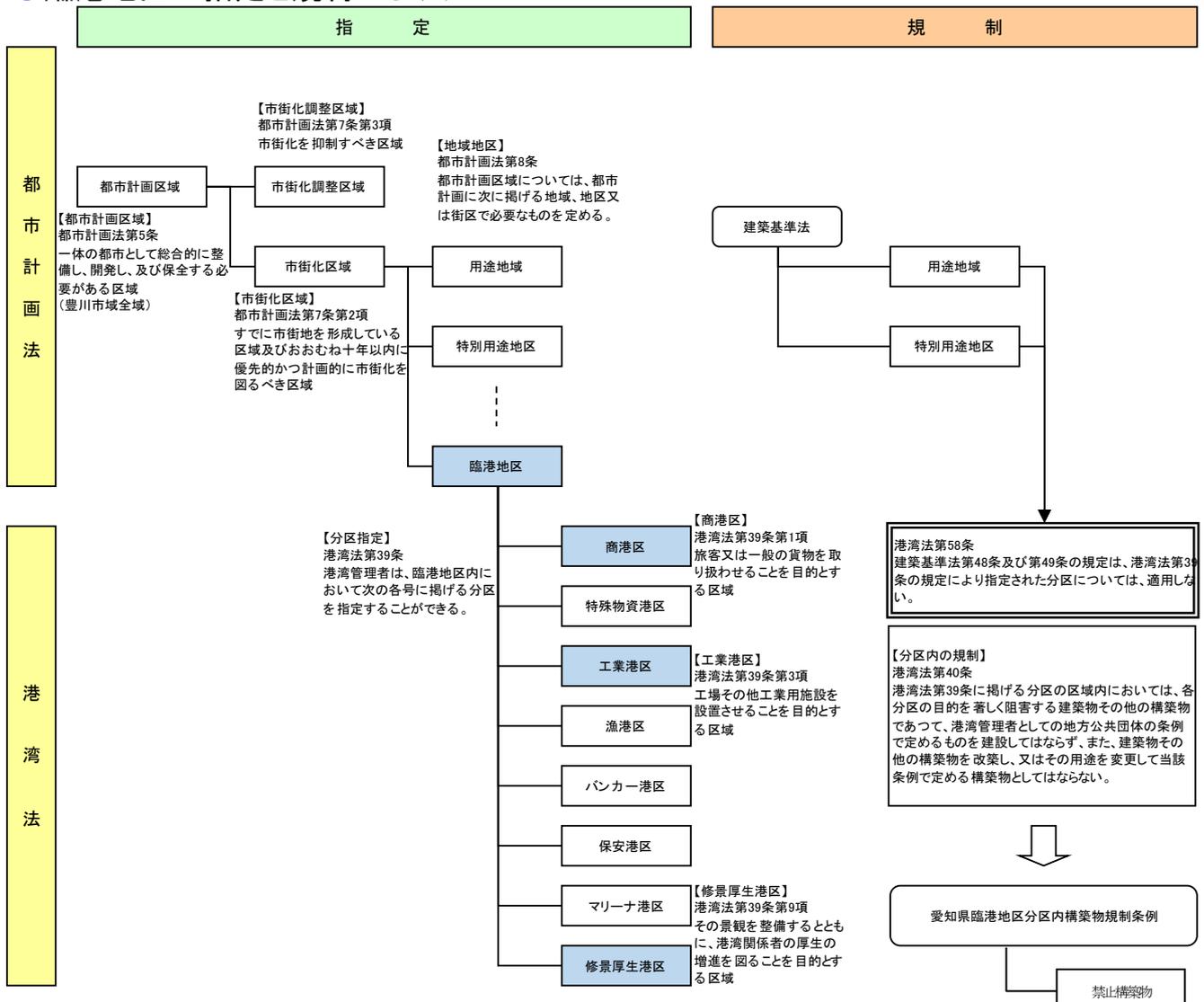
それらの役割を果たすために、港湾管理者が、水域と一体的に管理運営する必要がある水際線背後の陸域を、都市計画法に基づいて指定したものが「臨港地区」です。

●分区とは

臨港地区に指定された区域内においては、港湾の多様な機能をそれぞれ十分に発揮させるために、臨港地区を機能別に区分して、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止する必要があります。

豊川市には、港湾法に基づいて「工業港区」、「商港区」、「修景厚生港区」の分区が指定されています。

●臨港地区の指定と規制のしくみ



臨港地区の指定により、分区の目的に合わない構築物は建築できません

愛知県では、「愛知県臨港地区分区内構築物規制条例」により、それぞれの分区の目的にあわない構築物の建設や用途の変更を禁止しています。

一定の行為には届出が必要となります

公共の施設である港湾を災害の無い、安全でしかも快適な使いやすい状態にしておくため、港湾法第38条の2により、臨港地区内で一定規模以上(床面積の合計が2,500㎡以上又は敷地面積が5,000㎡以上)の工場又は事業場の新設や増設をする場合には、工事の開始の日の60日前までに、次のことを愛知県に届出が必要となります。

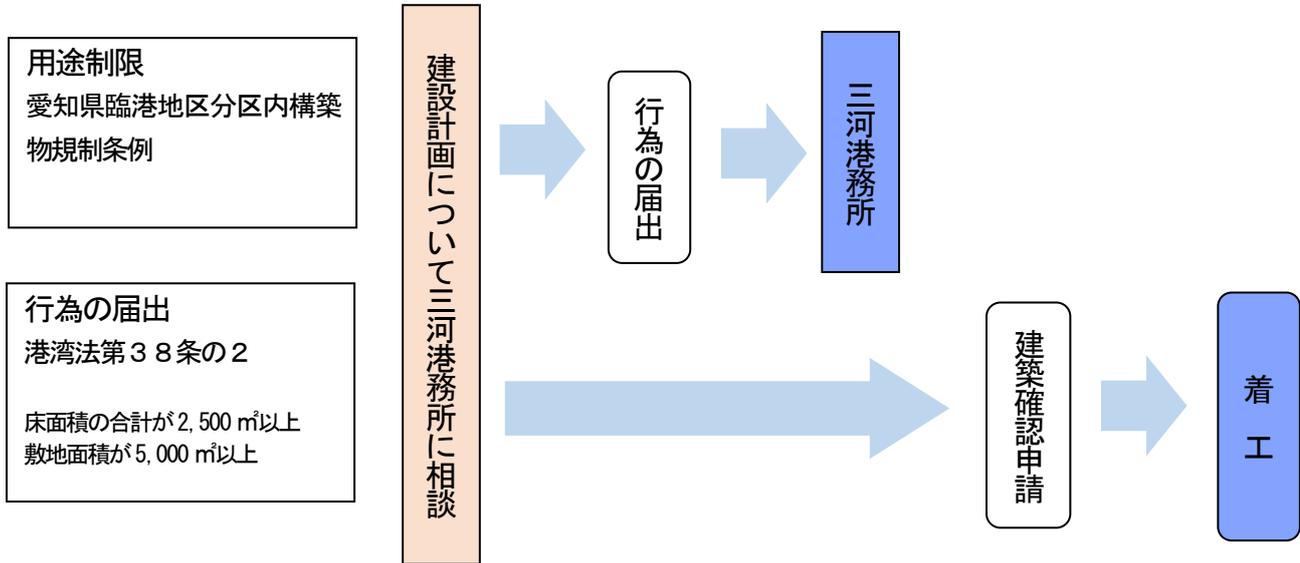
- (1) 事業場の位置、種類、敷地面積、延べ床面積
- (2) 事業活動に伴う貨物の搬入量・搬出量と輸送計画
- (3) 事業活動から生ずる廃棄物の量と処理計画

【愛知県臨港地区区分区内構築物規制条例第3条に基づく構築物規制の概要】

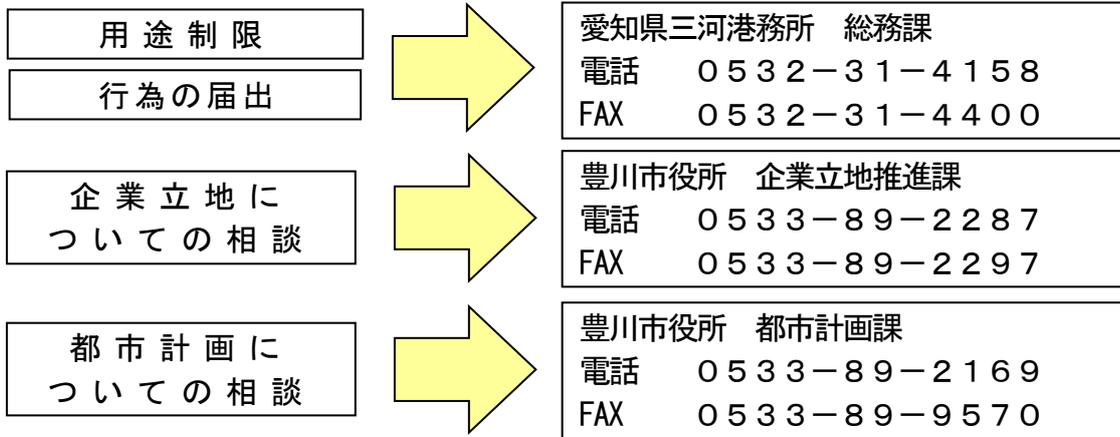
区分 注) 便宜上の整理	構築物	商 港 区	工 業 港 区	修 景 厚 生 港 区
港湾法 第2条 第5項 に掲げる 港湾施設	第2号 外郭施設／防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘(こう)門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○
	第3号 係留施設／岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場	○	○	○
	第4号 臨港交通施設／道路、駐車場、橋梁(りょう)、鉄道、軌道、運河及びヘリポート	○	○	○
	第5号 航行補助施設／航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設	○	○	○
	第6号 荷さばき施設／固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋	○	○	
	第7号 旅客施設／旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	○		○
	第8号 保管施設／倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設	○	○	
	第8号の2 船舶役務用施設／船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設(第13号に掲げる施設を除く。)、船舶修理施設並びに船舶保管施設	○	○	
	第8号の3 港湾情報提供施設／案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設	○	○	○
	第9号 港湾公害防止施設／汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	○
	第9号の2 廃棄物処理施設／廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設(第13号に掲げる施設を除く。)		○	
	第9号の3 港湾環境整備施設／海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	○	○	○
第10号 港湾厚生施設／船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設	○		○	
第10号の2 港湾管理施設／港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設(第14号に掲げる施設を除く。)	○		○	
事務所	海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、通運事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所	○		
	漁業協同組合その他の者で知事が指定するものの事務所			
	給炭業者、給油業者その他の燃料供給業者の事務所			
	給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所			
	官公署の事務所	○	○	○
港湾関係者の利用の用に供するための施設等	旅館、ホテル及び飲食店(風営法に定める風俗営業に該当するものを除く。)	○		
	売店その他知事が指定する施設	○		
	休泊所、飲食店(風営法に定める風俗営業に該当するものを除く。)、売店その他知事が指定する施設			○
工場	原料若しくは製品の一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設		○	
	上記の工場に従事する労働者のための休泊所及び診療所		○	
バンカー施設	貯炭場、貯油施設その他の燃料保管施設			
保安施設	危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設			
	消火施設その他の危険防止施設			
スポーツレクリエーション関係者の用に供する施設	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の用具倉庫及び上架施設並びにこれらの附帯施設			
	旅館、ホテル及び飲食店(風営法に定める風俗営業に該当するものを除く。)			
卸売市場		○		
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備			○	
漁港漁場整備法第3条第1号口及び第2号に掲げる施設				
図書館、博物館、水族館、展示場、公会堂及び展望施設				○

● 臨港地区内での建築物建設の手続き

港湾法第38条の2により、臨港地区内において、一定規模以上（**床面積の合計が2,500平方メートル以上、または、敷地面積が5,000平方メートル以上**）の工場又は事業場の新設や増設を行おうとする場合には、建築確認申請の他に、工事の開始の日の60日前までに、「行為の届出」が必要となります。



● お問い合わせ



● 三河港務所案内図



愛知県三河港務所
〒441-8075
豊橋市神野ふ頭町3番地の9